

告 示

埼玉県告示第三百三十三号

神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

神川町	調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日
		令和二年度地籍簿一冊	阿久原十一地区（大字上阿久原、大字下阿久原の各一部）	令和四年四月七日